

神戸市公益通報取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえて、第3条に規定する内部通報対象行為に関し、本市の職員及びその他関係者から行われる通報（以下「内部通報」という。）及び第26条に規定する外部公益通報を適切に処理するための基本的事項を定めることにより、市としてとるべき措置を確立し、公益通報をする者の保護を図り、不正防止の自浄作用の向上と、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長の部局 次に掲げるもの

- ア 市長の事務部局（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室をいう。）
- イ 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第18条に規定する会計室及び同規則第20条に規定する区役所

(2) その他の部局 次に掲げるもの

- ア 消防局
- イ 水道局及び交通局
- ウ 監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び市会の事務局（教育委員会にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する学校その他の教育機関を含む）

(3) 役員 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法律および法律に基づく命令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）

(4) 職員 市長の部局及びその他の部局（以下「部局等」という。）の職員のうち、次に掲げる者又はその退職者

- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項又は同条第3項第3号に該当する者
- イ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項又は第5条に該当する者

(5) その他関係者 次に掲げる者又はその退職者

- ア 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による部局等からの退職派遣者
- イ 部局等との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者（役員を含む）
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく部局等が所管する公の施設の指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（役員を含む）
- エ 部局等への派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

第2章 内部通報制度

(内部通報対象行為)

第3条 この要綱において、通報の対象となる行為（以下「内部通報対象行為」という。）は、部局等の事務又は事業に係る次に掲げる行為をいう。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。以下同じ。）に違反する行為
- (2) 職務の執行に当たって遵守すべき、要綱、要領その他の業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、内部通報対象行為にあたらないものとする。

- (1) 内部通報対象行為が既に終結し、かつその原因又は対象が存在しないなど、当該内部通報対象行為の再現又は是正が見込めないもの
- (2) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の紛争処理に係る手続に現に係属しているもの、又はこれらの手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められるもの
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求又は地方公務員法に基づく勤務条件に関する措置の要求若しくは審査請求その他これらに類する制度に基づき現に審査等が行われているもの
- (4) 本市による当該内部通報対象行為に関する調査等が実施され、又は実施が予定されているもの
- (5) 通報の内容が具体性や客観性に欠け、十分な調査を行うために必要な事実の摘示がなされていないもの
- (6) 過去に同一の通報者から同一の趣旨の通報が行われているもの
- (7) 苦情、要望又は意見に類するもの（内部通報・相談窓口以外の窓口で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）であるもの
(内部通報・相談窓口の設置)

第4条 内部通報を処理し、又は内部通報に関する相談に応じるため、内部通報・相談窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 前項に規定する通報窓口の業務は、本市と利害関係を有せず、弁護士資格を有する者又は弁護士法人に委託するものとする。

3 前項の委託を受けた弁護士の資格を有する者又は弁護士法人の代表者（以下「内部通報相談員」という。）は、次条に規定する業務を行うために必要と認めるときは、内部通報相談員の所属する法律事務所又は弁護士法人に所属する弁護士の資格を有する者の中から、当該業務を補助させる弁護士（以下「補助相談員」という。）を指名することができる。

4 内部通報相談員は、前項に規定する指名を行うときは、あらかじめ補助相談員として指名しようとする者の名簿を市に提出しなければならない。

(内部通報相談員の業務及び権限)

第5条 内部通報相談員及び補助相談員（以下「相談員等」という。）は、内部通報又は内部通報に関する相談（以下「内部通報等」という。）があったときは、誠実かつ公正にこれに対応しなければならない、正当な理由なくこれを拒んではならない。

2 相談員等は、内部通報等の処理に関し、必要と判断したときは、内部通報等を行った者に対して、情報又は資料の提供を求めることができる。

3 相談員等は、第10条第3項及び第15条第3項に規定する行財政局法務支援専門官（以下「専門官」という。）からの要請を受けたときは、通報者の情報に配慮した上で、前項の情報又は資料を提供する

ものとする。この場合、第9条第4項の規定を準用する。

- 4 相談員等は、内部通報制度の運用等に関し、必要と認めるときは、専門官に助言し、又は専門官から意見を聴取することができる。
- 5 相談員等は、当該相談員等以外の相談員等に対し、内部通報等の処理に関する意見聴取、情報提供等を行うことができる。
- 6 この要綱に定めのある場合を除き、相談員等は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員等の業務を完了した後も同様とする。

(内部通報及び相談)

第6条 職員及びその他関係者は、内部通報対象行為に該当する事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合であつて、所属長、その上司又は各部局の人事・総務担当部署への相談等の方法では当該内部通報対象行為の是正・防止が行い難いと思料した場合には、通報窓口内部通報等を行うことができる。ただし、その他関係者のうち第2条第5号イからエの各号のいずれかに該当する者からの内部通報等は、当該各号に係る契約等に基づく事業又は指定管理その他契約に関するものに限る。

- 2 前項に規定する内部通報等は、電子メールにより行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、これにより難い場合は、文書の送付、電話、面談その他適切な方法により行うものとする。

(内部通報者の責務)

第7条 前条第1項の規定により内部通報をする者（以下「通報者」という。）は、通報窓口に対し、氏名及び所属を顕かにしなければならない。

- 2 通報者は、内部通報を行うにあたっては、第3条に規定する内部通報対象行為の是正、防止を目的とするものでなければならず、自己の利益を不当に得る目的、他の職員を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与えることを目的とした通報（以下「違反通報」という。）を行ってはならない。
- 3 通報者は、第5条第2項の規定により、相談員等から当該内部通報に関し、通報内容に関する情報又は資料の提供を求められたときは、これに誠実に協力しなければならない。
- 4 通報者から通報窓口に対し提出された資料は、これを返却しない。当該内部通報が不受理となった場合も同様とする。

(公益通報対応業務従事者の定め)

第8条 この要綱に定める内部通報制度において、次の各号に掲げる者を法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者（以下「内部通報対応業務従事者」という。）として定める。

- (1) 相談員等
 - (2) 専門官
 - (3) 前2号に規定する者のほか、内部通報の受付、調査、是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者
- 2 専門官は、前項第3号の規定により内部通報対応業務従事者として定める者に対し、内部通報対応業務従事者の地位に就くことを書面により伝達する。

(内部通報の受理審査)

第9条 相談員等は、内部通報を受けたときは、当該内部通報が第3条、第6条及び第7条第1項から第2項の各規定に該当するか審査し、内部通報を受け付けた日から概ね20日以内に、受理又は不受理の決定を行うものとする。なお、これにより難い場合は、その旨及び受理又は不受理の決定に要す

る期間の見直しについて、通報者に伝達しなければならない。

- 2 相談員等は、前項の規定により受理又は不受理を決定したときは、すみやかにその旨を通報者に通知しなければならない。
- 3 相談員等は、第1項の規定により内部通報の受理又は不受理を決定したときは、すみやかにその旨及び当該内部通報の内容を専門官に通知しなければならない。
- 4 前項の通知にあたっては、通報者の氏名その他通報者が特定される、又はそのおそれがある情報を除かなければならない。ただし、当該情報が内部通報の調査に必要不可欠であるものと認められ、通報者の同意が得られた場合は、この限りでない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、相談員等は、前条第2項に規定する違反通報があったときは、すみやかにその旨及び当該違反通報の内容を専門官に通知しなければならない。
- 6 専門官は、前項に規定する違反通報の通知を受けたときは、すみやかに行財政局長に報告しなければならない。
- 7 前2項による通知又は報告にあたり必要な情報は、第20条第1項に規定する守秘義務の対象としない。
- 8 相談員等は、通報受付後、第1項に規定する受理不受理の決定にあたり通報者の協力が不可欠な場合で一定期間通報者の協力が得られないときは、その通報は取り下げられたものとみなすことができる。

(当局に対する情報提供の依頼)

第9条の2 相談員等は、内部通報に関する相談を受けた場合又は前条第1項の規定により内部通報の不受理を決定した場合であって、当該相談若しくは内部通報を行った者が希望する場合又はそれ以外の場合で以下の各号のいずれかに該当するときは、当該相談又は内部通報の内容を専門官に通知し、関係する部局等に当該内容を情報提供するよう依頼することができる。

- (1) 相談又は通報の内容が、刑法上の犯罪行為に当たる行為に関するものであるとき
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急に措置を実施する必要があると認められるとき
- (3) 前2号のほか、市政又は市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 専門官は、前項に規定する通知を受けたときは、すみやかに関係する部局等に当該通知の内容を情報提供しなければならない。

(調査の実施)

第10条 専門官は、第9条第3項に規定する内部通報を受理する旨の通知を受けたときは、当該内部通報対象行為に係る事実を確認するための調査を実施しなければならない。

- 2 専門官は、前項の調査を実施するにあたり、当該内部通報対象行為に関する事務又は事業に関係する部局等(以下「関係部局」という。)に対し、事情の聴取、報告の徴収、資料の提出、意見の提出、その他必要な協力を求めることができる。
- 3 専門官は、第1項の調査にあたり、必要と認めるときは、相談員等に助言又は通報内容に関する情報若しくは資料の提供を要請することができる。
- 4 専門官は、第1項の調査にあたり、特に必要と認めるときは、当該調査の全部又は一部を、当該内部通報と利益相反関係のない弁護士等(以下「第三者機関」という。)に委任することができる。この場合、第三者機関の業務内容、報酬その他必要な事項は、事案に応じて別に定めるものとする。
- 5 前項に規定する第三者機関は、この要綱に定めのある場合を除き、当該調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。前項の業務を完了した後も同様とする。

第 10 条の 2 第 9 条第 1 項に規定する内部通報の受理決定後に、第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合又は前条第 1 項の調査にあたり通報者の協力が不可欠な場合で一定期間通報者の協力を得られないときは、前条第 1 項の調査を終了することができる。

(調査の結果及び是正措置等)

第 11 条 専門官は、第 10 条に規定する調査の結果について、副市長事務分担規則（平成 25 年規則第 28 号）第 2 条に規定する行財政局の事務を担当する副市長（以下「主管副市長」という。）に報告しなければならない。

2 専門官は、第 10 条に規定する調査の結果、内部通報対象行為に該当する事実があると認められるときは、法令その他の規範等に基づく適切な措置及び当該内部通報対象行為の再発を防止する対策（以下「是正措置等」という。）の案を策定し、前項の報告と併せて主管副市長に報告しなければならない。

3 主管副市長は、前 2 項に規定する報告を受けたときは、当該調査の結果及び是正措置等を決定するとともに、専門官に対して必要な措置を指示するものとする。なお、特に必要と認めた場合は、市長に報告するものとする。

4 専門官は、前項に規定する主管副市長の決定及び指示により、関係部局において是正措置等を講じる必要がある場合は、関係部局に対し、すみやかに調査の結果及び当該是正措置等を通知するものとする。この場合、通報者の氏名その他通報者が特定される、又はそのおそれがある情報若しくは利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーその他の事項に配慮しなければならない。

5 専門官は、第 3 項で決定した調査結果及び是正措置等の内容について、すみやかに相談員等に報告しなければならない。

6 専門官は、第 4 項で通知した是正措置等が機能しているかを確認するため必要と認めるときは、当該是正措置等を通知した関係部局に対し、当該通知に基づき講じた措置の内容を報告するよう要請することができる。

7 専門官は、正当な理由がある場合を除き、職員及びその他関係者が調査に協力しないとき又は部局等が第 4 項に基づく措置を講じないときは、当該職員及びその他関係者又は部局等から事情を聴取し、これらの行為を行うよう要請することができる。

(通報者への結果通知)

第 12 条 相談員等は、前条第 5 項の報告を受けたときは、すみやかに当該報告の内容を通報者に通知するものとする。この場合、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーその他の事項に配慮しなければならない。

(不利益取扱の禁止)

第 13 条 第 6 条に規定する内部通報等を行った者は、第 7 条第 2 項に規定する違反通報である場合を除き、内部通報等を行ったことによって、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 内部通報等を行った者が、前項に規定する不利益な取扱いを受けたときは、その旨を通報窓口に出すことができる。この場合において、当該申出をした内部通報等を行った者（以下「申出者」という。）が、内部通報等を行った後に受けた不利益な取扱いは、正当な理由があるときを除き、当該内部通報等をしたことを理由としてなされたものと推定するものとする。

第 14 条 相談員等は、前条第 2 項の申出を受けたときは、当該申出者が内部通報等を行った事実の有無及び調査に必要な情報を確認するとともに、申出の受理又は不受理の決定を行わなければならない。

2 相談員等は、前項の規定により受理又は不受理を決定したときは、すみやかにその旨を申出者に通

知しなければならない。

- 3 相談員等は、申出の受理又は不受理を決定したときは、すみやかにその内容を専門官に通知しなければならない。この場合、通報者の氏名その他通報者が特定される、又はそのおそれがある情報を除かなければならない。ただし、当該情報が内部通報の調査に必要不可欠であるものと認められ、通報者の同意が得られた場合は、この限りでない。

第 15 条 専門官は、前条第 3 項に規定する申出を受理する旨の通知を受けたときは、当該申出に係る事実を確認するための調査を実施しなければならない。ただし、当該通知が、申出者に対する本市以外の事業者等からの不利益な取扱いに関するものであるときは、調査に代えて、当該事業者等に対し、法及び本要綱の規定を遵守するよう要請するものとする。

- 2 専門官は、前項の調査を実施するにあたり、当該不利益な取扱いに係る部局等（以下本条及び次条において「関係部局」という。）に対し、事情の聴取、報告の徴収、資料の提出、意見の提出、その他必要な協力を求めることができる。
- 3 専門官は、第 1 項の調査にあたり、必要と認めるときは、相談員等に助言又は申出内容に関する情報若しくは資料の提供を要請することができる。

第 16 条 専門官は、前条に規定する調査の結果について、主管副市長に報告しなければならない。

- 2 専門官は、前条に規定する調査の結果、申出者に対する不利益な取扱いの事実を確認したときは、法令その他の規範等に基づく必要な措置の案を策定し、前項の報告と併せて主管副市長に報告しなければならない。
- 3 主管副市長は、前 2 項に規定する報告を受けたときは、当該調査の結果及び措置等を決定するものとする。なお、特に必要と認めた場合は、市長に報告するものとする。
- 4 専門官は、前項に規定する主管副市長の決定により、関係部局において措置等を講じる必要がある場合は、関係部局に対し、当該措置等を講じるよう要請するものとする。
- 5 専門官は、第 3 項で決定した調査結果及び措置等の内容について、すみやかに相談員等に報告しなければならない。
- 6 相談員等は、前項の報告を受けたときは、すみやかに当該報告の内容を申出者に通知するものとする。
- 7 専門官は、第 4 項で要請した措置等が講じられているかを確認するため、当該措置等を要請した関係部局に対し、当該要請に基づき講じた措置の内容を報告するよう要請することができる。

第 17 条 第 13 条から前条までの規定は、違反通報により、当該違反通報の対象となった職員が不利益な取扱いを受けた場合にも適用するものとする。

（不服等の申立て）

第 18 条 通報者は、第 9 条第 2 項又は第 12 条に規定する通知の内容又は通知に記載された措置等の実施状況について不服等があるときは、当該不服等の具体的理由を記載した書面及び関係資料を相談員等に提出することにより、調査の実施（再調査を含む。）又は是正措置等の履行等を求める申立て（以下「不服等の申立て」という。）を行うことができる。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、不服等の申立てを行うことができない。

- (1) 当該不服等の申立てに係る内部通報に対する第 9 条第 2 項又は第 12 条の通知から 30 日を経過しているもの
 - (2) 過去にこの要綱に基づく不服等の申立てを行っているもの
- 2 相談員等は、前項に規定する不服等の申立てを受けたときは、次条に規定する内部通報制度委員の

意見を踏まえ、これを処理しなければならない。この場合において、当該不服等の申立てに係る調査等は、第9条から第12条までの各規定（第9条の2を除く。）を準用して実施するものとする。

（内部通報制度委員）

第19条 前条に規定する不服等の申立ての取扱いに関し、公正かつ客観的な対応を保障するため、内部通報制度委員（以下「制度委員」という。）を置く。

2 制度委員は、若干名とし、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例（平成18年条例第13号）第4章に規定する神戸市公正職務審査会の委員をもって充てる。

3 この要綱に定めのある場合を除き、制度委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。制度委員を退任した後も同様とする。

4 相談員等は、前条第1項に規定する不服等の申立てを受けたときは、当該不服等の申立てを担当する制度委員の選任について、以下の事項を付して、専門官に要請するものとする。

(1) 当該不服等の申立てが、第18条第1項に規定する不服等の申立ての要件を満たしていること

(2) 当該不服等の申立ての対象となっている内部通報対象行為の概要（通報者の氏名その他通報者が特定される、又はそのおそれがある情報は除く。）

(3) その他、制度委員の選任に必要な事項

5 専門官は、前項の要請を受けたときは、当該不服等の申立てに関し、利益相反関係がなく、識見を有している制度委員（以下「担当制度委員」という。）を指定し、その旨を担当制度委員及び相談員等に通知しなければならない。

6 相談員等は、前項の通知により指名された担当制度委員に対し、調査（再調査を含む。）の実施の要否、調査方法又は是正措置の適否、その他当該不服等の申立てへの対応に関する事項について意見を求めることができる。

7 担当制度委員は、前項に規定する意見の求めを受けたときは、意見を述べるものとする。この場合、相談員等は、これを尊重しなければならない。

（守秘義務及び通報者探索等の禁止）

第20条 職員及びその他関係者は、正当な理由なく、内部通報の処理に関して知り得た秘密及び個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 職員及びその他関係者は、通報者を探索し、又は内部通報の処理以外の目的で内部通報の処理に関する秘密及び個人情報を収集してはならない。

（利益相反関係の排除）

第21条 市長、副市長、行財政局長、行財政局総務課課長（内部統制担当）及び行財政局総務課の職員のうち第8条第1項第3号の規定により内部通報対応業務従事者として定めた職員は、自らが直接関与している内部通報対象行為に関する内部通報の処理に関与してはならない。

2 前項の規定により当該内部通報の処理から除外された場合において、次の各号に掲げる職員の職務を代理する者は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長 神戸市長の職務の代理に関する規則（平成元年11月規則第55号）第1条に規定する副市長、又は第2条に規定する上席の職員

(2) 副市長 副市長事務分担規則（平成25年11月規則第28号）第4条に規定する副市長、又は市長

(3) 行財政局長及び総務課課長（内部統制担当） 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第85条第2項に規定する職員

(調査に対する協力)

第 22 条 職員及びその他関係者は、正当な理由がある場合を除き、内部通報の処理に関する調査に協力しなければならない。

2 市長の部局は、第 10 条第 2 項又は第 15 条第 2 項に規定する専門官からの必要な協力の求めがあったときは、これに協力しなければならない。

3 市長の部局は、第 11 条第 4 項又は第 16 条第 4 項に規定する専門官からの通知又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、すみやかに必要な措置を講じなければならない。

(処分)

第 23 条 市長は、第 7 条第 2 項に規定する違反通報をした者、第 13 条第 1 項の規定に反し内部通報等を行った者に対し不当に不利益な取扱いをした者及び第 20 条に規定する義務違反をした者に対し、懲戒処分その他必要な措置をとるものとする。ただし、違反通報をした者、不利益な取扱いをした者又は義務違反をした者が、その他の部局に属する場合は、市長は、当該その他の部局の任命権者に対し、懲戒処分その他必要な措置をとるよう要請するものとする。

2 前項の措置は、第 13 条第 1 項に規定する不利益な取扱いには該当しないものとする。

(書類の保存)

第 24 条 通報窓口及び専門官は、通報事案への対応に係る記録及び関係資料を、当該調査が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(運用状況の公表)

第 25 条 主管副市長は、内部通報の運用状況を、通報者の氏名その他通報者が特定される、又はそのおそれがある情報若しくは利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシーその他の事項に配慮しながら、毎年度、公表するものとする。

第 3 章 外部の労働者等からの公益通報制度

(通報及び相談の受付)

第 26 条 本市において、法第 2 条第 1 項に規定する公益通報のうち、本市が処分又は勧告等をする権限を有する行政機関として法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）についての通報（以下「外部公益通報」という。）及び相談を受け付ける窓口は、当該外部公益通報の通報対象事実に係る事務を所管する各所属（以下「通報処理担当課」という。）とする。ただし、公益通報制度全般に係る相談については、行財政局において受け付ける。

2 前項の規定による外部公益通報又は相談は、電話、文書の送付、面談その他適切な方法により受け付ける。ただし、外部公益通報については実名によるものに限る。

3 通報処理担当課において外部公益通報を受け付ける場合は、外部公益通報を行った者（以下「外部通報者」という。）の氏名、連絡先、通報内容等について確認する。

4 外部公益通報を受け付けた通報処理担当課は、これを法第 3 条第 2 号又は法第 6 条第 2 号に定める公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、外部通報者に通知するものとする。

5 外部公益通報又は相談を通報処理担当課以外の所属において受け付けたときは、当該所属は、通報処理担当課又は権限を有する本市以外の行政機関を、外部通報者又は相談者に教示しなければならない。

(調査の実施)

第 27 条 外部公益通報を受理した後は、通報処理担当課において必要な調査を行うものとする。

2 通報処理担当課は、調査の実施にあたっては、外部通報者の秘密を守るため、外部通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉及びプライバシー等にも配慮しなければならない。

(措置の実施)

第 28 条 通報処理担当課は、調査の結果に基づいて、法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

2 通報処理担当課は、調査の結果及び講じた措置について、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮のうえ、外部通報者に通知するものとする。

(是正の申出)

第 29 条 通報処理担当課が正当な理由なく調査を行わない場合又は措置を講じない場合は、当該外部通報者は、行財政局に対しその是正を申し出ることができる。

2 申出を受けた行財政局は、通報処理担当課に対し事実確認を行い、必要があると認める場合は、調査又は措置の実施を要請するものとする。併せて、事実確認の結果及び行った要請について、申出を行った者に通知するものとする。

(行財政局への報告)

第 30 条 通報処理担当課は、外部公益通報を受理したとき、及び調査の結果及び講じた措置について、外部通報者に通知したときは、行財政局に報告しなければならない。

2 前項の報告は公益通報受付票及び外部通報者に通知したものの写しにより行うものとする。

(職員の責務)

第 31 条 通報処理担当課の所属長又はこれに準ずる者は、公益通報の処理に関する責任者として、この要綱を適切に運用しなければならない。

2 本市の職員は、通報処理担当課の調査に協力するとともに、法に基づく公益通報について、本市以外の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成31年3月31日以前に受け付けた内部通報及び不服等の申立ての処理は、改正前の要綱の例によるものとする。ただし、専門官等が必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に受け付けた内部通報及び不服等の申立ての処理は、改正前の要綱の例によるものとする。ただし、専門官等が必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日以前に受け付けた内部通報及び不服等の申立ての処理は、改正前の要綱の例によるものとする。ただし、専門官等が必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。